



平成26年度公営・準公営企業会計決算が認定される

大阪市会は、おもに平成26年度公営・準公営企業会計決算や一般会計等決算などを審議する平成27年第3回定例会を開きました。

公営・準公営企業会計の決算報告については、9月25日の本会議において、市長の説明を受けた後、決算特別委員会を設置・付託し、裏面右下に記載の日程により、審査を行い、10月23日の本会議において、賛成多数により認定しました。

このほか、9月25日の本会議では、「地方創生に係る新型交付金等の財源確保を求める意見書案」などを議決し、10月9日の本会議では、大阪港、堺泉北港及び阪南港における港湾管理業務の一元化など府市統合関連の8議案及び市立幼稚園の廃止・民営化関連の7議案を否決したほか、一般会計補正予算などを議決しました。また、10月23日の本会議では、地下鉄・バスの民営化に向けた基本方針を議会の議決事項とする条例案、常任委員長・副委員長の報酬を減額する「大阪市会議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例案」や「公立大学の制約の解消を求める意見書案」などを議決しました。

※平成27年第3回定例会の一般会計等決算の審査の様子は、2月1日に発行予定の「大阪市会だより平成28年2月号」に掲載します。

～ 決算特別委員会の質疑から～



多賀谷 決算特別委員長

公営・準公営企業会計決算を審議する決算特別委員会では、10月13日から16日までの4日間、各委員がさまざまな観点から質疑を行いました。

そのおもな内容を10月23日の本会議で行われた決算特別委員長の審査報告をもとに紹介します。

交 通

問 バス事業の経営健全化については

答 バス事業の平成26年度決算では、住之江用地土地信託事業にかかる和解金の支払い財源として、高速鉄道事業会計から160億円を一時借り入れたことで資金不足比率が140.9%となり、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」における経営健全化基準である20%を大きく超えたことから、平成27年度中に経営健全化計画を定め、国へ報告しなければなりません。

経営健全化計画については、個別外部監査の結果や民営化に関する市会の議論を踏まえ策定することになりますが、公営のままでは、巨額の資金不足を解消していくことは困難であり、負債処理は民営化による破綻処理の中でしか対応できないと考えていることから、計画には、バス事業の民営化を盛り込んでいく必要があります。

問 地下鉄・バス事業の民営化については

答 地下鉄事業については、当面、大阪市の100%出資する株式会社が経営します。

バス事業については、負債処理を民営化による破綻処理の中で対応したうえで、事業そのものは、高速鉄道事業会計で100%出資している大阪シティバス株式会社が引き継ぎ、同社を地下鉄新会社の子会社とし、企業グループとし

て運営していきます。これにより、現在のバス・地下鉄乗継割引制度の維持など、サービスの一体性も発揮できます。

民営化後は、地下鉄新会社から大阪シティバス株式会社に対し、運営費の補助や赤字の補てんのような財政支援を行うことは想定していませんが、例えば、資金調達時における親会社の信用力の活用や子会社の経営状況分析と改善に向けたアドバイスなどを通じ、地下鉄新会社は大阪シティバス株式会社の経営をサポートしていきます。

また市長は、交通局には、早く公営企業の枠を取り除いて、思う存分、新しい視点での交通事業を展開してもらいたい。基本的には経営のプロに任せて、民間的な経営で対応しがたい部分について、公として関与していくという役割分担が必要である。交通事業には改革の余地はまだあるが、公営企業のままの改革には限界があると考えていると答弁しました。

水 道

問 水道事業の経営形態の見直しについては

答 大阪市が水道施設を保有したまま、運営権を民間事業者が付与する「公共施設等運営権制度」を活用することで、民による経営の自由度を最大限に活用し、一層の効率性と事業の発展性を追求する一方、大阪市は水道施設の所有者として、安心・安全の確保や水道料

金の設定などに関し、引き続き適切な管理を行うことが可能となります。

運営権制度の活用は、公共性の極めて高い水道事業の特性を踏まえつつ、厳しい経営環境にある大阪市水道事業の課題解決及び将来にわたる事業持続性の確保に寄与するものであり、公営企業を含むさまざまな経営形態の中で、最善の手法であると認識しています。

大阪市と運営会社との契約期間は30年の有期契約となりますが、適正な料金水準のもとで、将来にわたり高水準の水道サービスを提供し続けるために、30年という事業期間にとらわれることなく、長期的な視点で事業運営を担える人材の確保、育成が不可欠となります。

そのような観点から、大阪市が求めるサービスレベルが満たされることを条件に、運営会社との契約期間を延長できるなど、契約期間満了後も引き続き、

運営会社のノウハウ、人材を活用することを一定担保する仕組みの導入を検討しています。

また、運営権制度では、運営会社が水道料金を収受して事業運営を行う権利を得ることから、大阪市は運営会社に対して、運営権に見合う対価などの支払いを求めることができます。

運営会社が大阪市に支払う対価については、水道料金を算定するための原価の一部となることを念頭に、減価償却費や企業債の支払利息額など水道施設を保有する大阪市において事業期間中に発生する費用相当の約4,000億円と算定しています。

また市長は、運営権制度を活用した、いわゆる水道事業の民営化は、国と膨大な調整を行い、数年にわたって検討した結果できあがったプランであり、これ以上、この案より優れた経営形態の変更は出しようがないと答弁しました。

謹んで新春のお慶びを 申し上げます

市民の皆様方におかれましては、ご健勝にて新春をお迎えのことと、心からお慶び申し上げますとともに、平素より大阪市政の推進にご理解とご協力を賜り、深く感謝申し上げます。

大阪市会では、社会情勢や市民ニーズに対応した改革や施策の推進に努めております。引き続きご支援ご協力を賜りますようお願いいたします。

皆様方にとりまして、今年も良い年でありませう心からお祈り申し上げます。



大阪市会議員
東 貴之

決算特別委員会委員（公営・準公営企業会計）

委員長	(自民)	多賀谷俊史					
副委員長	(自民)	永井 啓介	(維新)	大橋 一隆			
委員	(維新)	竹下 隆	徳田 勝	杉山 幹人			
		角谷 庄一	梅園 周	伊藤 良夏			
	(自民)	高見 亮	田辺 信広				
	(自民)	山本 長助	福田 武洋	高野 伸生			
	(公明)	山本 智子	八尾 進	西 徳人			
		杉田 忠裕	西崎 照明				
	(共産)	瀬戸 一正	こはら孝志				
	(みらい)	武 直樹					

平成26年度公営企業会計決算概要(収益的収支)

事業	収益		費用		差引		平成26年度 未処分利益剰余金 (△未処理欠損金)	
	億	万円	億	万円	億	万円	億	万円
バス	219	5,222	502	0,757	△282	5,534	△806	6,304
地下鉄・ ニュートラム	1,666	8,219	2,253	2,527	△586	4,308	807	1,089
水道	676	1,911	689	8,287	△13	6,376	336	2,583
工業用水道	19	8,813	15	4,779	4	4,033	45	4,011

※1万円未満切り捨て